

内国郵便約款の変更認可

(諮問第1256号)

<目次>

1 諮問書	1
2 認可申請書	4
3 説明資料	6

(公印・契印省略)

諮 問 第 1256 号
令和 6 年 8 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 千田 哲也)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合している。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の郵便約款の変更は、利用者の利便性の向上等を図るため、郵便書簡について、厚さ制限を設けた上で封入物の制限を撤廃するものであり、これについて明記されていることから、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款で定めることとされている郵便の役務に関する提供条件が適正かつ明確に定められている。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、郵便書簡の差出方法を変更するものであり、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項を変更するものではない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、郵便書簡の差出方法を変更するものであり、郵便に関する料金の収受に関する事項について変更するものではない。
ニ その他会社の責任に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、郵便書簡の差出方法を変更するものであり、会社の責任に関する事項について変更するものではない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。	適	今回の郵便約款の変更は、郵便書簡の差出方法を変更するものである

(法第 68 条第 2 項第 2 号)		が、郵便書簡の全ての利用者に対し同じ取扱いを求めるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。

2024-日郵統制第0007号

2024年6月13日

総務大臣

松本 剛明 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

千田 哲也

(代表者印省略)

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 内国郵便約款

別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日

2024年10月1日

3 変更を必要とする理由

お客さまの利便性を一層向上させることにより、郵便の利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
(郵便書簡の差出方法) 第 1 9 条 郵便書簡は、表面部及び裏面部が外部に現れるように折り目の部分から折り畳み、上下及び裏面部ののり付けの部分のをり付けして、差し出していただきます。 2 郵便書簡は、原形を変えてこれを差し出すことはできません。 3 郵便書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。 (1) 全体の重量が 2 5 グラムを超えない範囲内において、写真、紙片等で薄い物を封入する場合 (2) 全体の重量が 2 5 グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付する場合(料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。))又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限ります。) 4 前 3 項の規定に反して差し出された郵便書簡は、郵便書簡以外の第一種郵便物として取り扱い	(郵便書簡の差出方法) 第 1 9 条 郵便書簡は、表面部及び裏面部が外部に現れるように折り目の部分から折り畳み、上下及び裏面部ののり付けの部分のをり付けして、差し出していただきます。 2 郵便書簡は、原形を変えてこれを差し出すことはできません。 3 郵便書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。 (1) 全体の重量が 2 5 グラムを超えない範囲内であって、厚さが最も厚い部分において 1 センチメートルを超えない範囲内において、他の物を封入する場合 (2) 全体の重量が 2 5 グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付する場合(料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。))又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限ります。) 4 前 3 項の規定に反して差し出された郵便書簡は、郵便書簡以外の第一種郵便物として取り扱い 附 則 (2 0 2 4 年※※月※※日 2024-※※※※第※※※※号) この改正規定は、2 0 2 4 年 1 0 月 1 日から実施します。

内国郵便約款の変更認可について

総 務 省

第1 内国郵便約款の認可について

1 郵便約款

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）について郵便約款を定めなければならない。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

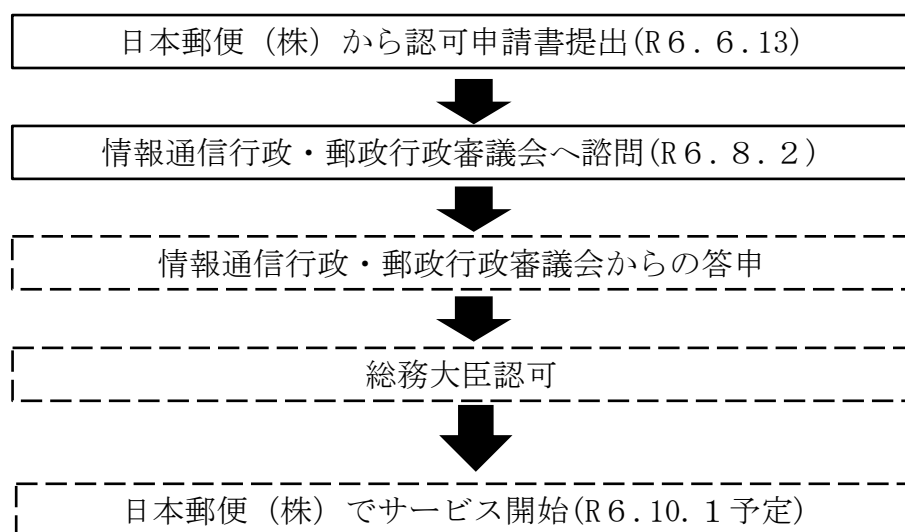
2 総務大臣の認可

会社は、法第68条第1項に基づき、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

※ 書類の様式等利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件や期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件といった軽微な事項については、法第68条第1項及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条に基づき、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。



第2 会社からの申請内容

1 申請の概要

郵便書簡は、第一種郵便物の一つとされ、会社が郵便約款でその規格及び様式を定めて発行するものとされており（法第20条）、郵便約款で定められた規格の紙（縦20.1cm、横27.7cmの紙であって、折り畳んだときの大きさが、長さ16.5cm、幅9.2cmとなるもの）を、折り目の部分から折り畳み、のり付けして差し出すものである（内国郵便約款第19条第1項）。

原則として、郵便書簡に他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできないものの、全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、①写真、紙片等で薄い物を封入すること、②その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付すること等は可能とされている（同条第3項）。

本申請は、郵便書簡について、厚さ制限（1cm以下）を設けた上で、封入物の制限を撤廃するため、郵便約款の変更認可を申請するものである。

内国郵便約款の変更内容は以下のとおりである。

■内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分	
現 行	改 正
（郵便書簡の差出方法） 第19条 （略） 2 （略） 3 郵便書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。 (1) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、 <u>写真、紙片等で薄い物を封入する場合</u>	（郵便書簡の差出方法） 第19条 （同左） 2 （同左） 3 郵便書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。 (1) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内であって、 <u>厚さが最も厚い部分において1センチメートルを超えない範囲内において他</u>

(2) (略)	の物を封入する場合
4 (略)	(2) (同左)
	4 (同左)

2 変更を必要とする理由

利用者の利便性を一層向上させることにより、郵便の利用の維持・拡大を図るため。

3 実施予定期日

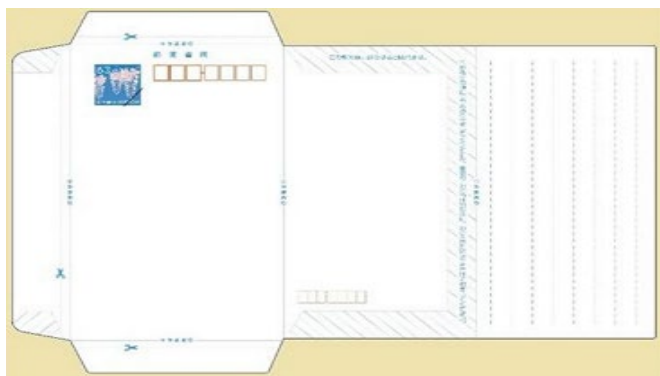
令和6年10月1日

4 補足（申請の背景）

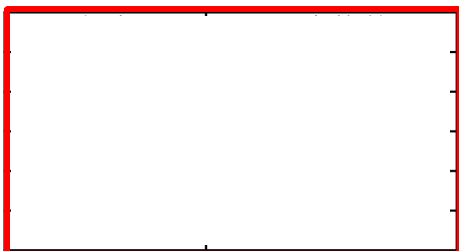
郵便書簡は現在、主に個人間通信で利用されており、写真やカード等の紙片を封入して利用されているところ、近年、利用者から郵便局を通じて、アクリルスタンドや缶バッジなど紙以外のものを封入できるようにしてほしいとの要望がある。

本年10月から25グラム以下の定形郵便物等の値上げが予定されており、今回、会社は、こうした要望に対応しつつ、サービスの改善により郵便物の利用拡大を図ることとしている。

<郵便書簡のイメージ>



<郵便書簡の販売枚数の推移>



※赤枠内は委員限り

(参照条文)

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

（第一種郵便物）

第二十条 次に掲げる郵便物は、第一種郵便物とする。

- 一 （略）
 - 二 郵便書簡
 - 三 （略）
- 2 郵便書簡は、会社が、郵便約款でその規格及び様式を定めて、これを発行する。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抄）

（郵便約款の認可申請）

第二十八条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施予定期日
- 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件
- 二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

○内国郵便約款（抄）

（第一種郵便物）

第16条 次の郵便物は、第一種郵便物とします。

- (1) (略)
- (2) 郵便書簡
- (3) (略)

(郵便書簡の規格及び様式)

第17条 当社が発行する郵便書簡の規格及び様式は、次のとおりです。

- (1) 縦20.1センチメートル、横27.7センチメートルの紙であって、第19条（郵便書簡の差出方法）第1項の規定により折り畳んだときの大きさが、長さ16.5センチメートル、幅9.2センチメートルとなるものとする。
 - (2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。
 - (3) 色彩は、白色又は淡色とする。
 - (4) 表面部の左上部には、料額印面を付ける。
 - (5) 表面部の上部の中央には、郵便書簡の文字を表示する。
 - (6) 表面部の上部には、受取人の住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷する。
- 2 郵便書簡の表面部及び裏面部には、簡単な字句、模様又は差出人の住所若しくは居所の郵便番号記入枠を、その他の部分には、絵画、写真、書、図、簡単な字句等を印刷することがあります。

(郵便書簡の差出方法)

第19条 郵便書簡は、表面部及び裏面部が外部に現れるように折り目の部分から折り畳み、上下及び裏面部ののり付けの部分のをり付けして、差し出していただきます。

- 2 郵便書簡は、原形を変えてこれを差し出すことはできません。
- 3 郵便書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。
 - (1) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、写真、紙片等で薄い物を封入する場合
 - (2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付する場合（料金支払のための郵便切手以外の郵便切手（記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。）又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限ります。）
- 4 前3項の規定に反して差し出された郵便書簡は、郵便書簡以外の第一種郵便物として取り扱います。